

# タイホー工業株式会社に対する 債権の弁済受領完了について

平成 18 年 1 月 25 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済受領を完了しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
タイホー工業株式会社

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 5 月 20 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。平成 16 年 7 月 5 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 9 月に減増資を実行しました。

機構が保有していた優先株式（第 1 回 B 種優先株式の全額、議決権なし）については、昨年 12 月 28 日に機構と株式会社イチネンとの間で締結した株式譲渡契約に基づき、本日、譲渡を完了しました。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 4,271 百万円の債権を、金融機関等から 4,057 百万円で購入し、事業再生計画に沿って一部株式化（850 百万円相当）を行った後、残った債権 3,421 百万円について弁済を受けておりましたが、今回残債権全額に当たる 2,270 百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

4. 主務大臣の意見  
意見なし

## 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
---